

トータル・ブランドケア
ブランド関連サービスのご案内

どの会社にとっても、ブランドは企業価値の中核となるものですが、単に商標として登録しておくだけのものではありません。ブランドを取り巻く様々な法律は、企業にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もありますので、ブランドの考案や商業化および保護については、世界を広く網羅する包括的な取組みが不可欠となります。
では、どの法律事務所にそのような総合的な法律サポートを求めれば良いのでしょうか。

答えは明確です。**ホーガン・ロヴェルズ**にご依頼下さい。弊所では、次の理由により貴社にとって最良のサービスをご提供できると確信しております。

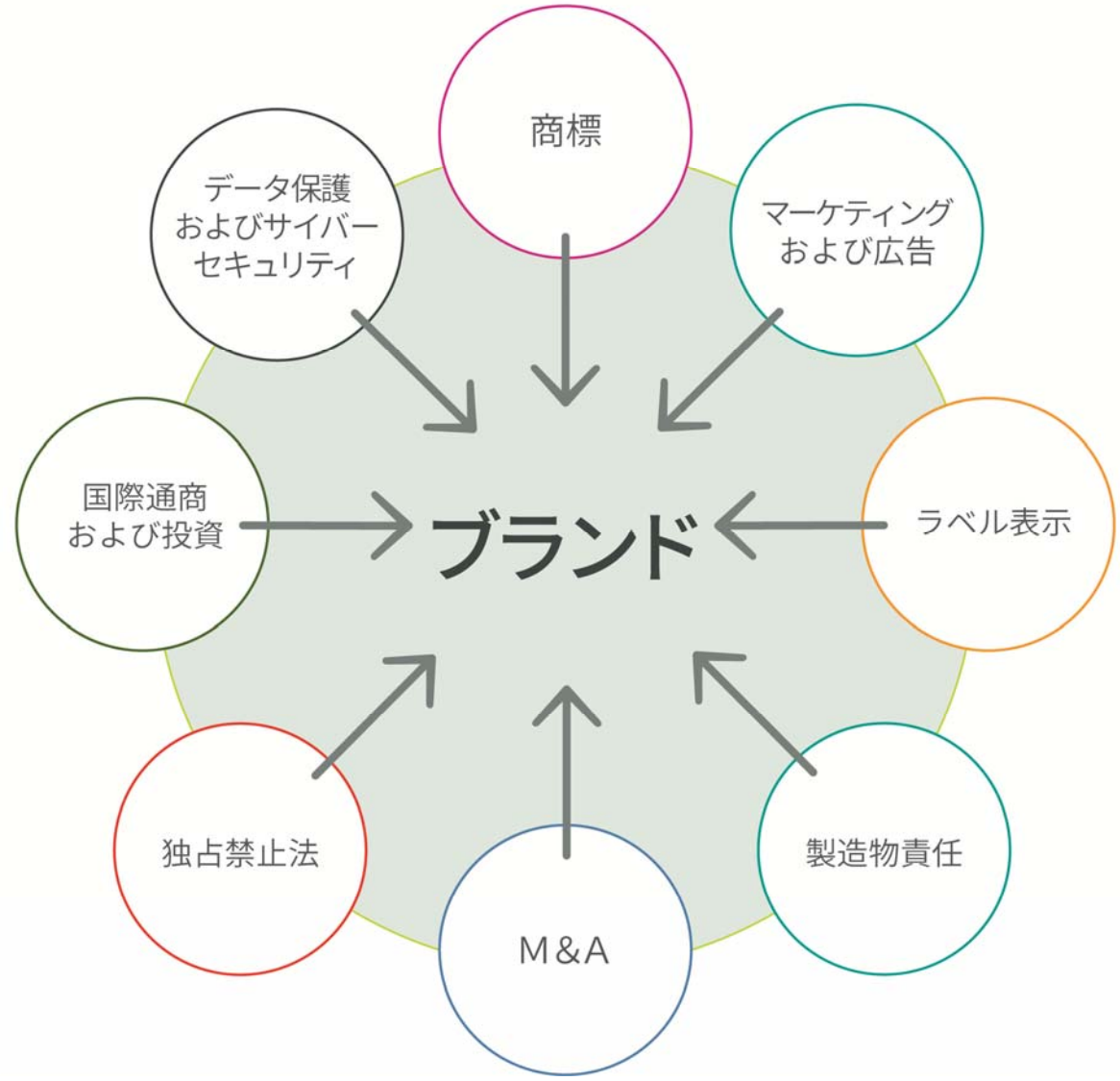
グローバルな展開： 弊所は、欧州、南北アメリカ、アジア太平洋の 3 地域において長年大規模な案件に携わってきており、世界でも数少ない、真の意味でのグローバルな法律事務所です。

1 つの事務所： 弊所は、世界の様々な都市に事務所を開設しておりますが、業務上、財務上、そして理念や信条においても 1 つの事務所として機能しております。各事務所の弁護士は日々他国の拠点の弁護士と協力しながら業務を進めておりますので、どの国においても、また、どのような法律分野においても、継ぎ目のない一体的な法律サービスを提供することができます。

商標部門： ほとんどの大手国際法律事務所では商標に特化した部門を設けていませんが、本書でもご紹介しております通り、弊所では、世界の法律事務所の中でも最大規模の商標部門を設けており、多くの国々において商標関連の賞を頂いております。

本書に記載の商標サービスにとどまらず、ホーガン・ロヴェルズでは**「トータル・ブランドケア」**を実現すべく、次頁のダイアグラムの分野を含む様々な部門と協力し、包括的なサービスを提供することが可能です。

貴社のブランドに影響を及ぼしうる法律問題をご検討の際は、グローバルな観点から多分野を網羅する総合的なソリューションを提供させて頂きますので、弊所までご遠慮なくお問い合わせ下さい。貴社の価値あるブランドの創作、商業化、保護に向けて、皆様のお役に立てる機会を心待ちに致しております。



ロイド・パーカー
東京事務所代表パートナー
知的財産部門アジア太平洋・中東代表
lloyd.parker@hoganlovells.com
連絡先: +81 3 5157 8256

マーケティングおよび広告

弊所のマーケティングおよび広告部門では、コピークリアランスや TV キャンペーン、広告に関する苦情処理など多岐にわたる業務を行っております。弊所の広範な業務範囲と多年に及ぶ豊富な実績を組み合わせることで、コンプライアンスの確保や規制当局から指摘される問題に効率的かつ迅速に対応することができます。

弊所では、アムステルダム、北京、ドバイ、香港、ロンドン、マドリッド、モスクワ、ミュンヘン、ニューヨーク、ローマ、シリコンバレー、東京、ワシントン DC を始めとする世界の各都市に 100 名超のマーケティング/広告専門弁護士を有し、弊所が直営の事務所を開設していない都市では現地の広告専門弁護士からのサポートを得るなど、世界全域をカバーできる総合的な法律サービスのネットワークを提供しております。また、反トラストや競争法、知的財産法など、広告に関連する他の法律分野も取り扱っておりますので、あらゆる側面から各クライアントの事業内容を詳細に理解し、個別のニーズに合致した問題解決方法を提供することができます。

以下は弊所が日々行っている業務の一例です。

- 消費者直接型キャンペーン、インターネット広告、プレスリリースや販売促進物の準備、広告キャンペーンの独創性の保護
- グローバルなマーケティング活動を打ち出す際の検討事項の助言
- 広告に関する苦情処理（もしくは苦情に対する異議申し立て）
- 危機に直面した際のコミュニケーション戦略や広告戦略の策定
- 現行の販売やマーケティング方法の見直し、具体的な戦略や作戦の利点やリスクの査定

取扱分野

- アドテクノロジー
- 広告およびコピーのクリアランス
- 比較広告
- 虚偽広告および不正競争の防止
- 人格権
- 販売促進
- スポンサーシップ
- 促進活動
- アンブッシュマーケティング

実績

- **ハリウッド俳優やミュージシャン**などの有名人の推薦に基づく広告契約や、広告活動における有名人の利用について、国際的な大手ゲーム開発会社に助言を提供
- **大手高級服飾ブランド**の広告での著名なスポーツ選手の起用に関する契約の交渉 ― その起用により同社ブランドの価値が極めて向上
- **欧州のサッカー協会**にマーケティングやスポンサーシップに関する契約について助言を提供
- ロゴに関する著作権侵害や、ロゴ入り商品の販売から得られるロイヤルティーに関する請求について、**NFL チーム**の弁護人を務め、有利な結果に導いた
- **世界的に著名な映画**に関する著作権侵害訴訟においてグローバルなメディア会社の代理人として勝訴を獲得
- 提携会社がインターネット上に掲載した宣伝物に対する広告基準局からの指摘について、**中国に拠点を置くネット通販会社**に法律サポートを提供
- 70 超の国での石油製品の広告に係る規則のリビューにおいて**国際的な石油・ガス会社**に法律サポートを提供



"I have always been exceptionally pleased with their work and responses." "They are very quick to respond, are constructive and provide useful commercial input."

Chambers UK 2017, Advertising & Marketing

ラベル表示

商品ラベルは、その会社の商品の品質や、内容、効果、使用により起き得る有害事象を表示するものです。そのコンプライアンスを怠った場合には消費者の信頼を失うことになりかねません。商品の海外展開を検討する場合、まずラベル表示に関するその国での法律に目を向け、当局から指摘を受けた際の対応方法などについて検討せねばなりません。

ラベル表示に関する業務については、それらを一手に引き受けるジェネラリストも多数存在しますが、実際には、食品、医療機器、自動車、医薬品などセクター毎で規制の内容が大きく異なるのでジェネラリストだけに貴社の名声を任せておくのは得策ではないでしょう。弊所には、厳格な規制下に置かれている様々なセクターのラベル表示について豊富な経験をもつ 50 名超の専門家を有しており、絶え間なく行われる法律の改正や、各セクターにおける様々な規制や製造物責任法などその他の法律問題にも対応できる総合的な法律サービスを提供しております。

取扱分野

- 食品ラベル表示および広告
- 医療食や栄養補助食品
- 消費者製品安全規則

実績

- **グローバルな菓子メーカー**に、チョコレート菓子、食品、乳飲料、ペットフード、飲料の成分、ラベル表示、パッケージ、オフパック販売などについて助言を提供
- **英国の大手飲料メーカー**に食品基準局の規則に合致したアレルギーに関するラベル表示について助言を提供
- **米国の飲料メーカー**に、健康や栄養に関する表記のコンプライアンス、ラベルの要件、EU の新たな「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」の影響や EU のフルーツジュースに関する規則の改正について助言を提供
- アレルギーに関するラベル表示の法案作成に際して、**業界団体と個々の企業**を代理し米議会に提言



製造物責任

製造物責任に関する問題は、1 ヶ国だけで発生しても、即座に世界のあらゆる国で問題となることが多々あります。企業にとって、自社製品の欠陥は事業に大きな打撃を与えるものであり、特に身体に危険が及ぶものである場合にはインターネットやソーシャルメディアでそのニュースが瞬く間に広がり、当局からの調査や民事訴訟、刑事訴訟にまで発展することもあります。そのような場合には、弊所のグローバル製造物責任部門 が法律サポートを提供させて頂きます。

弊所では、同分野の専門弁護士を 200 名超擁しており、世界の法律事務所の中でも最大級の業務を行っており、比類のない豊富な実績を有しております。同分野の弁護士は、日々様々なメーカーや製品サプライヤーと連携しながら、製品や消費者に関する法律問題の解決に特化した業務に取り組んでおります。弊所は、製品の安全性、コンプライアンス、規制上の問題、製造物責任に関する紛争において極めて豊富な経験を有しており、世界 7 大陸すべてを網羅する製造物責任訴訟の弁護における唯一の専門家（Who's Who Legal 2016）として高く評価されております。また、中国、フランス、ドイツ、香港、イタリア、英国、米国に常駐する弊所の 13 名の専門家についても極めて高い格付けを頂いております。

毎年、著名な法律事務所評価機関から優れた法律事務所として評されており、Chambers においては、フランス、ドイツ、英国での製造物責任業務について Band 1 の格付けを頂いております。また、米国では、自動車/輸送、（タバコを含む）消費者製品の製造物責任訴訟および大規模不法行為に対する弁護において Legal 500 より高い評価を受けております。

取扱分野

- 市場参入 – 製品安全
- リスクの回避および管理
- 製品安全規則のコンプライアンス
- 製品のリコールおよび当局への届出
- サプライチェーン紛争
- 製造物責任訴訟の弁護（集団訴訟も含む）
- 民事・刑事の多当事者訴訟や多法域訴訟のコーディネート
- クライシスコミュニケーションおよび訴訟 PR
- 国内・国外の専門家の選定および開発
- 和解のための交渉および契約書の作成
- 保険の補償範囲に係る問題

"They know the law and they are incredibly user-friendly for a large firm. They can service their clients throughout Europe and their breadth just means that when it comes to the really big product liability issues where you recall in 30 countries their network can service that."

Chambers UK 2017, Product Liability

実績

- 70 ヶ国での製品のリコールにおいて**大手医療機器メーカー**に助言を提供 ― 同案件には、弊所のミュンヘン、アムステルダム、ブダペスト、ドバイ、ホーチミン、ジャカルタ、ジェッダ、ロンドン、マドリッド、ミラノ、モスクワ、パリ、プラハ、リオデジャネイロ、上海、ワルシャワの事務所が関与し、外部からはイスタンブール、キエフ、ニューデリ、サンチアゴ、シドニー、テルアビブ、チューリッヒの法律事務所からサポートを取り付けた
- フランス、ドイツ、スペイン、英国において**大手ワクチンメーカー**の弁護人を担当ーブロックバスターワクチンについては、欧州での防御のコーディネートを行い、フランス、ドイツ、スペインでの訴訟において代理人を担当
- 子供の死亡事故の原因とされた市販医薬品に関する訴訟につき**製薬会社**を弁護。同案件では、複数の訴訟や政府機関からの調査において被告に有利な結果を導き、結果的にすべての請求が棄却された
- エアバッグの誤作動に起因する死亡事故についてイタリア・クーネオの検察が実施した刑事捜査において、**自動車安全部品メーカー**の代理人を担当
- 製品からエタノールが検出された問題や当局による調査、民事・刑事訴訟の可能性について**香港大手飲料メーカー**に助言を提供
- EU の製品安全に係る助言を**大手玩具会社**に提供
- 腫瘍壊死因子阻害薬に関する製造物責任訴訟において、**大手バイオテクノロジー会社**の全米弁護人を担当
- 中国での製造物責任に係る請求について**米国の医療機器（スケルトンプレート）メーカー**に助言を提供

"An excellent team to work with. It is technically skilled and the main focus is the interest of the client"

Chambers Europe 2016

Three Hogan Lovells partners named Dealmaker of the Year

The American Lawyer

"They've been very good, both in technical quality and taking a pragmatic approach"

Chambers Asia 2016



M&A

事業の拡大や新たな市場への参入を目指す企業にとっては、利益率の高い会社の買収が継続的な成長の鍵となります。また、業界の成熟度が高まるにつれ、新たなブランドを確立するために、他社との合併や提携によって組織の統合を図る企業も多々あります。利益率の向上や地理的な拡大を達成するには、どの会社を買収すべきか、また、どのような新会社を設立すべきか、このような問題は弊所 M&A 部門の弁護士が解決いたします。同部門では世界各地の事務所に 500 名超の M&A 専門弁護士を擁し、デューデリジェンス、取引の構成、交渉、契約書の作成など M&A に関するあらゆる業務を取り扱っております。また、競争法や知的財産法など、取引に関連する他の法律分野においても法律サポートを提供することができます。

取扱分野

ークロスボーダー M&A

ー合弁事業および戦略的提携

ーカーブアウト、スピンオフ、スプリットオフ

ー敵対的買収および買収防衛

ー株主アクティビズム

実績

- 米国、英国、欧州の酒造メーカーの買収について、**世界最大手酒造メーカー**に助言を提供
- **大手ライフスタイルブランド企業**に高級靴小売業者の買収について助言を提供
- **大手化粧品メーカー**に英国の香水メーカーの買収について助言を提供
- **グローバルな製薬会社**に英国の大手製薬会社の腫瘍研究部門の買収について助言を提供
- **高級ファッションブランド会社**にアラブ首長国連邦での合弁会社の設立について助言を提供
- 世界的な合弁事業の設立においてグローバルに事業を展開する**日本のメーカー**に助言を提供

独占禁止法・各種競争法

自社ブランドが市場を席巻するほど成長した場合、独占禁止法上の問題が大きなリスクとなります。そのため、名声を確立したグローバル企業であっても、海外進出を狙う新興企業であっても、競争法上のコンプライアンスは極めて重要であり、その確保には複雑な作業が発生する上に多大な時間を要します。競争法は頻繁に改正されており、それに伴う新たなリスクが発生し、どの会社に対しても調査が強化され、違反した場合の影響も甚大であると言えます。罰金や刑事責任、訴訟の提起を始め、取引の完了が困難になり、貴社の名声も損なわれることになります。弊所では、世界 17 ヶ国に 130 名超の競争法専門弁護士を擁しておりますので、問題が発生する前にリスクの芽を摘み取ることができます。これまで多数の政府機関や関連当局と緊密な協力関係を築いてきた実績があり、弊所の競争法専門弁護士の中には、欧州委員会、米司法省、連邦取引委員会、英競争当局などに勤務していた者も多数おります。

取扱分野

- 企業結合規制
- 支配的地位の濫用および制限的慣行
- 当局による調査
- 反トラストおよび競争に関する訴訟
- カルテル調査
- 競争法コンプライアンス
- ドーンレイド（強制立入調査）
- リニエンシー・アプリケーション
- 国庫補助

実績

- 米国および EU での競争法上の問題について**グローバル**な飲料メーカーの弁護人を担当
- 世界的な合弁事業の設立について**日本の大手メーカー**に助言を提供
- 同業他社によるマイクロエレクトロニクス企業の買収に係る競争法上のリビューにおいて、**大手国際テクノロジー企業**に助言を提供
- **グローバルなコングロマリット**への発電事業の売却において、エンジニアリング会社の競争法上の弁護人を担当



"Hogan Lovells is among an exclusive group of firms that field top-level investigations specialists right across the globe. This is reflected in the quantity, quality and breadth of matters it handles. The firm has a truly impressive number of senior investigations lawyers within its ranks."

Global Investigations Review (GIR) 30, 2016

データ保護およびサイバーセキュリティー

価値のあるブランド名は顧客を惹きつけ、販売を推進しますが、それによって膨大なデータが発生することになります。そのため、データの利用方法や保護に関する法律の広範な知識が必要となります。データ保護やサイバーセキュリティーを専門とする弊所の弁護士は、同分野の先駆者であり、日々変遷する法律、ポリシー、テクノロジーのあらゆる面から広範な法律サポートを提供しております。また、2015 年には、Chambers が新たに創設した「Privacy and Data Security Team of the Year」賞を 受賞いたしました。

弊所には、データ保護法に関する議論を先導した連邦取引委員会の元委員長や、大手企業初のデータ保護役員に任命された者、当初の HIPAA 規則の考案に広く関わった弁護士など、同分野で広く活躍した経歴をもつ専門家が多数揃っております。

取扱分野

- 不測の事態への準備、対応、調査、コミュニケーション
- 電子ディスカバリおよび情報管理
- 健康情報に関するデータ保護
- 公共政策のカウンセリングおよびアドボカシー
- リスク管理、ガバナンス、コンプライアンス
- 職場におけるプライバシー保護

実績

- 知財、電子商取引、データ保護に関する広範な問題について、**世界的な宝石ブランド**に助言を提供し、中国・香港にて模倣品の取締りを実施
- **大手メディアコングロマリット**のデータ保護方針のリビューを実施し、その結果を報告書として作成
- **ライドシェアリング**の運営会社に顧客データの保護プログラムについて助言を提供すると共に、その強化策を提言
- 携帯電話での支払契約に基づくプライバシーやデータ保護について、**大手ペイカード発行体**に助言を提供

贈賄および汚職行為

グローバル市場で事業を展開するには、要求の多い政府機関や汚職にまみれた公務員とのやり取りが必要となる場合もあります。しかし、贈賄や汚職に関する法律に一度でも違反すれば、貴社の名声やブランド名に甚大な悪影響が及ぶこともあります。弊所は、同分野のクロスボーダーの大規模な調査を専門とする 100 名超の弁護士を擁しており、様々な法律事務所評価機関において高く評価されております。その一例として、GIR30 や Global Investigations Review 2016 では、2 年連続でグローバル調査分野の法律業務において上位 10 位に選ばれております。

取扱分野

- 税金関連犯罪
- マネーロンダリング
- 詐欺
- 知的財産犯罪
- 規制当局による調査
- 贈賄防止コンプライアンス
- エクスポージャー/リスクマネージメント
- 内部調査

実績

- **英国の上場会社グループ**による贈賄容疑の調査の実施ーこれには贈収賄防止法および重大不正捜査局に関する問題の助言も含まれる
- 第三者による汚職関連犯罪に対する当局の調査への協力について、**香港で上場されている多数のグローバル企業**に助言を提供
- **マレーシアのエネルギー会社**の代理人として、入札時の贈賄禁止や汚職に係るデューデリジェンスを始めとするコンプライアンス方針のレビューや改定を担当
- 欧州子会社の役員が行った疑いがある詐欺や汚職行為に対するイタリア法に基づく調査の管理について、**日本の大手船舶会社**に助言を提供
- アフリカで完了した取引に係る汚職防止デューデリジェンスについて、**ロンドン証券取引所に上場されているアフリカの石油・ガス会社**に助言を提供



国際通商および投資

会社の事業やブランド名を最大限に活用するには、グローバルな事業展開が必要になります。それには、様々な国との通商やその国での投資に関する知識、当該地域での通商協定、輸出入規制に係る問題、貿易救済措置に係る訴訟、税関や国境でのセキュリティー問題の理解が必要となります。

弊所は、米国、欧州、ラテンアメリカ、アジア、アフリカ、中近東の主要都市に 50 名超の通商専門弁護士を擁しており、国を問わず複雑な大型案件を取り扱うことのできる数少ない法律事務所の 1 つです。クライアントが投資や通商に係る適切な決断を下し、事業の好機を最大限に活用できるよう、あらゆる観点から利点やリスクを明確に伝えております。また、紛争が発生した場合にはクライアントの権利を保護し最善の解決方法を考案いたします。

弊所では、同分野の広範な知識や実績に加え、米国、EU、アジアの政府機関との良好な関係を築いておりますので、その点は他の法律事務所と大きく一線を画すると言えます。

取扱分野

- 反ボイコットコンプライアンス
- アンチダンピングや相殺関税に関する調査
- CFIUS および外国投資レビュー
- 企業責任およびサプライチェーン・セキュリティー
- 税関および輸入コンプライアンス
- 輸出制限
- 制裁
- 技術移転、みなし輸出、大学ベースの基礎研究
- 通商に関する法律、方針、交渉
- 協定仲裁および紛争
- WTO ポリシーおよび法律

実績

- 中国の太陽電池や太陽光発電モジュールの輸入に関するアンチダンピング調査において、**中国の太陽光技術会社**の弁護人を担当
- **フランスのエンジニアリング会社**の代理人として、火力発電、再生可能エネルギー発電、グリッド事業の売却に係る CFIUS クリアランスを獲得
- **国際的なクルーズ会社**の代理人として、キューバでのエコツーリズムの推進において指揮をとり、キューバでの船舶運行に係る OFAC および BIS からの画期的なライセンスを取得
- **グローバルな大手乳製品輸出業者**に、TPP を通したアジア市場へのより良い参入を確保するための政策提言について助言を提供

